

て 天龍 広報

第 217 号
2024年 1 月 25 日

私たちの村
— 1 月 1 日現在 —
人口 1,088 人
男 512 人 女 576 人
世帯数 626 世帯

発行 天龍村役場
編集 総務課
印刷 飯田共同印刷(株)

あけましておめでとう
ございます

龍のように
飛躍の年に!



信濃恋し



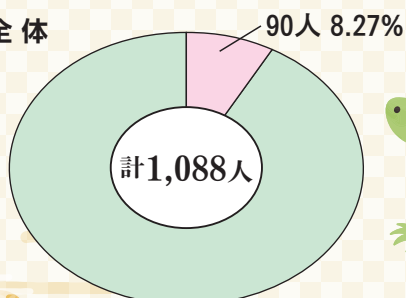
羽衣崎橋・平岡ダム



水神橋

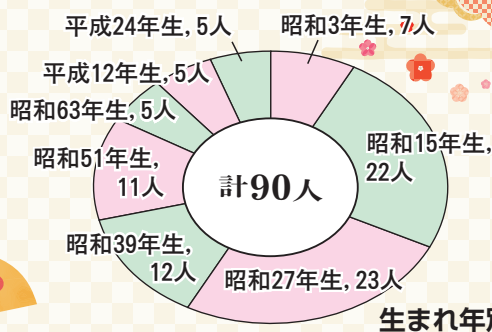
龍が棲む村
天龍村

全体



令和6年
1月1日現在

天龍村の
辰年生まれの
人の割合



年頭あいさつ

天龍村長 永嶺 誠一

令和6年
の年頭に当
たり、謹ん
で新年のご
あいさつを
申し上げます。

村民のみなさまには、新たな希望と夢を抱きながらの新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

また、日頃より村政各般にわたりまして格段のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

まず、元旦に発生した石川県能登半島を中心とした地震で犠牲となられましたみなさまの冥福をお祈り申し上げますとともに被災されたみなさまに心よりお見舞い申し上げます。また、被災地の1日も早い復旧復興をお祈り申し上げますとともに村として少しでも限りの支援をしていきたいと思っています。

さて、昨年を顧みますと、3年以上続く新型コロナウイルス感染症が5月以降5類に移行されたことによりまして行動制限などが緩和され、人々の行動も活発になり全国の観光地ではインバウンドを含めた観光客で

賑わいを見せています。また、イベントや行事などにおいても入場制限や声出しも規制がなくなるなどコロナ禍前の状況に戻りつつあります。かつての日常が取り戻されることは大変喜ばしいことではありますが、コロナが収束したわけではありませんので、村民のみなさまには引き続き基本的な感染予防対策を行っていただくようお願いいたします。

また、昨年も異常気象による大規模な自然災害が全国、ロシアによるウクライナ侵攻など絶えない国際紛争により世界経済が大きな打撃を受け、穀物を始めとする一次産品やエネルギー価格が高騰し、さらには円安などにより物価が上昇し、家計への影響が一層厳しくなったりした年でもありました。

村としてしましては、こうした状況に対応するため、国や県の動向を見ながら村民のみなさまが安心して生活できるよう、随時、支援策などを講じてまいりましたところであり、引き続き、諸般の情勢などを見ながらしっかりと対応をしていきたいと思っております。ご理解をお願いいたします。また、昨年は非常に暑い

日が続きました。村で観測した昨年1年間の25度以上の夏日は、役場で131日、中井侍で144日でした。そのうち30度以上の真夏日は、役場で84日、中井侍で89日でした。さらに、35度以上の猛暑日は、役場で12日、中井侍で26日でした。ちなみに、大河内でも夏日が93日を記録したところであり、過去の気温などを正式に記録したものはありませんが、恐らく過去一番といっても良いくらい暑い1年だったのではないかと考えております。

こうした状況の中、村民のみなさまの熱中症などを心配したところで、幸いにも飯田広域消防署が救急搬送した熱中症疑いの方はいなかったとお聞きしており、安堵したところでもございます。異常気象が続く中、今夏も暑い日が続くものと思われ、村民のみなさまには引き続き健康には十分ご留意いただきたいと思っております。

さて、昨年は4月末に国道418号福島トンネルが開通いたしました。災害がきっかけとはいえ、村民の長年の悲願でもありました道路整備が、こうして安心して安全に通行できる道路として整備されましたことは大変喜ばしいことであります。

また、令和2年災害の復旧事業として進められていきます足瀬地籍のトンネルと橋梁によるバイパス化工事につきましても、工事は順調に進んでいるとの話をお聞きしています。1日も早い完成を期待するところであり、引き続き天竜川橋の早期完成を含めた国道の未改良区間の整備や十方峽橋から平岡ダム間のトンネル工事を含めた県道の改良整備などを鋭意進めていただくよう関係機関へ強く要望してまいります。

また、昨年は、天龍村総合体育施設が村民のみなさまのご理解をいただく中で村の木材をふんだんに使用した自慢の施設として完成いたしました。

さらに、現在、小中併設校に向けた校舎の整備工事も順調に進んでおり、今年4月には天龍村小中併設校として新たな歴史をスタートすることになります。こうした学校教育に係る一連の整備が、将来の村にとりまして必ずプラスとなるよう天龍村教育の充実発展に向け一層邁進していく所存であります。

さらに、今年はケーブルテレビの視聴方法を変更するための整備を実施していきます。昨年開催した地区懇談会などでもご説明しま

したが、村民のみなさまにはご不便やご負担をお願いすることになります。ご理解をいただきたくお願い申し上げます。

この他にも多岐にわたる実施しなければならぬ事業が山積してありますが、村の財政状況などを見ながら順次取り組んでいきたいと考えております。そして、これらの積み重ねが村総合計画の基本理念である「村民の皆さんが住んでよかったと思える村」「将来にわたって夢や希望が持てる村」を築き上げていくことにつながると信じております。そのために私自身、その先頭に立って全力を尽くしてまいり所存であります。どうか今後とも引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、今年は辰(龍)年であります。12年に1度のドラゴンの年ということでもありますが、村が元気づくような事業を商工会や観光協会などのみなさまと連携しながら、積極的に実施してまいりたいと考えております。本年が天龍村にとりまして、そして村民のみなさまにとりまして幸多き年となりますよう心からご祈念申し上げます。年頭のあいさつとさせていただきます。

新年あいさつ

天龍村議会議長 後藤 知久



謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

みなさんの
村民の
はお健やかに新年をお迎えのこととお喜び申し上げます。

さて、昨年は5月に新型コロナウイルス感染症が季節性インフルエンザと同様の5類になったことで人の往来や各行事の復活など、多くの場面でコロナ前の生活に戻ってきたと感じた方は私を含め多かったと思います。

それに合わせ私たちの生活に直結する商業や観光を含めたサービス業では利用者並びに売上回復の動きが顕著となってきているとの声を聞きます。コロナでも影響を受けた業界が徐々に元の姿を取り戻していく事は大変喜ばしいことではありますが、その一方で、食料・飼料・資材・燃料などの価格高騰が私たちの生活に大きな負担となっており、今後の各業界における人手不足・2024年問題などにより更なる生活への負担が予想されています。

この状況下で当村では、行政の提案の下で生活支援商品券の発行や農業用資材等価格高騰緊急支援、企業に對しての電気料金・梱包等資材価格高騰支援、住民税非課税世帯に對する特別給付金支給などを行っており、村民のみなさんの生活に寄り添った施策を実行しており、今後も同様に適宜対応していきたいと考えております。

また、議会では過疎化が進み、少子高齢化が顕著な状況において、村民の利便性はもとより若い世代、交流人口の増加等を目標に要望活動を行っています。

昨年も村単独での要望をはじめ、国道418号整備促進期成同盟会・県境域開発協議会・南部地区議員会などの団体で国や長野県・愛知県・国会議員の先生方に對して実施しており、本年度も引き続き関係機関に對し活動をしてまいります。併せて、昨年6月の豪雨により村内各地で被災を受けたことも含め、頻発する大規模な自然災害などについてもその対策や対応などを村と強く要望してまいります。

なお、議会では前任の熊谷議長より引き継いだ「議会のあり方」について協議を重ねており、その一例と

して昨年5月より村民のみなさんに議会の情報発信として「議会だより」の発行を始めました。定例会の実施された月には村内各戸への配布を行い、その他の月には村のホームページへの掲載をさせていただいていきます。

また今後のなり手不足・議員の資質向上など村議会の方向性を考えていく中で、みなさんからのご意見やご指導をいただく機会を設けたいと思っています。結びに本年がみなさんにとりまして希望に満ちた幸運多き年となりますようお祈り申し上げます。

議会だより

第4回 定例議会

第4回定例会は、12月4日(月)に開会し、13日(水)までの10日間の会期で行われ、左記の議案について、原案どおり可決されました。

可決された案件

○天龍村営水道事業の設置等に関する条例の制定について

○天龍村営下水道事業の設置等に関する条例の制定

について

○天龍村営水道事業の設置等に関する条例及び天龍村営下水道事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

村営水道事業と村営下水道事業について、令和6年4月1日から、国の方針に基づき、公営企業法の適用を受ける会計方式に変更するため、所要の条例の整備をしたものです。

○議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の整備に関する条例について

内容は、人事院勧告を準拠し、民間給与との均衡を図るため、議会議員、常勤特別職職員及び第1号会計年度任用職員の期末手当並びに、一般職職員の期末手当、勤勉手当及び給料月額について、それぞれ引き上げるための所要の改正をしたものです。

○天龍村手数料徴収条例の一部を改正する条例について

内容は、戸籍法の一部改正に伴い、本籍地が遠くにある方でも、最寄りの役場

窓口で戸籍謄本などの取得ができる戸籍等証明書の広域交付制度、電子的な戸籍記録事項の証明情報となる戸籍・除籍の電子証明書提供用識別符号の発行制度などに対応するため、手数料を定めるなどの改正をしたものです。

○天龍村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

内容は、令和9年度の保険税率県内統一化へ向けて、保険税率の引き上げを行う必要がある状況下で、低所得者の保険税負担が軽減される措置が行えるよう改正したものです。

○特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

内容は、令和5年10月1日付けで、長野県最低賃金が948円に引き上げられたことに伴い、非常勤特別職で最低賃金を下回る方などの報酬月額を、10月1日に遡及して適用する改正をしたものです。

○天龍村学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

内容は、天龍村学校職員の村費講師給与に関しては、長野県教育職給料表と同額としており、県の人事委員会の勧告を準拠し、村の学校職員給与表を改正したものです。

○天龍村教育基金の設置及び管理処分に関する条例を廃止する条例について
内容は、天龍小中併設校備品購入の財源として、教育基金の全額を充てる事により、基金残高が0円となるため、当条例を廃止するものです。

○南信州広域連合が処理する事務の変更及び南信州広域連合規約の変更について
内容は、県の飯田創造館閉館の方針に伴い、南信州広域連合が処理する事務の内容に、「広域的な文化芸術活動を支援する施設設置、管理及び運営に関する事務」を追加することなどについて、天龍村議会として議決したものです。

陳 情

○「健康保険証」の存続を求める意見書の提出を求める陳情書

審議の結果、採択され、内閣総理大臣ほか関係大臣へ意見書を送付しました。

予 算

○令和5年度天龍村一般会計補正予算(第4号)

○令和5年度天龍村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

○令和5年度天龍村営水道特別会計補正予算(第4号)

○令和5年度天龍村営下水道事業特別会計補正予算(第2号)

○令和5年度天龍村介護保険特別会計補正予算(第2号)

○令和5年度天龍村国民健康保険診療所特別会計補正予算(第3号)

発 議

○県施設の整理統合が続く中で、地域の振興に資する施設整備等を求める意見書の提出について
飯田創造館の閉館に伴い代替施設が整備された場合の改修費、維持管理費について、県に応分の負担を求める。また、リニア中央新幹線の開業を見据え、飯田

下伊那地域に新たに文化・スポーツ施設の整備を長野県に求める。という内容の意見書を長野県知事へ送付しました。

一 般 質 問

○大平 正長 議員



- 一、令和6年度当初予算案の編成について
- 二、新型コロナウイルスワクチン接種の費用に係る助成について
- 三、松島ヘリポートの管理状況と施設の移転について
- 四、投票環境の改善に向けての取り組みについて

○熊谷 美沙子 議員



- 一、各課・係などにおける業務フローの可視化について
- 二、集落支援員設置事業について
- 三、ふるさと寄附金事業について
- 四、天龍小中学校の併設校

開校に向けて
○村松 克一 議員



- 一、村の福祉政策について
- 二、廃校の利用について
- 三、小人数の小さな村の行政について
- 四、食の安全について
- 五、限界集落の展望、農地・林地荒廃について

○兼宗 真 議員



- 一、学校と村民との関りにについて
- 二、現在の天龍中学校跡地の利用について

▲ 中学3年生3名が傍聴に訪れました。



令和5年度 補 正 予 算

会計名	補正前の額	補正額	計
一 般 (第4号)	32億1,922万円	△6,406万円	31億5,516万円
国 民 健 康 保 険 (第1号)	1 億5,340万円	35万円	1 億5,375万円
村 営 水 道 (第4号)	8,582万円	173万円	8,755万円
村 営 下 水 道 事 業 (第2号)	7,837万円	23万円	7,860万円
介 護 保 険 (第2号)	3億121万円	641万円	3億762万円
国民健康保険診療所 (第3号)	6,085万円	141万円	6,226万円

監査委員(識見)に
熊谷 清治 氏



令和5年12月 定例議会の同意により、令和5年12月末で任期満了に伴い監査委員(識見)を退任された後藤富平氏の後任として、熊谷清治氏(坂部区)が選任されました。
任期は令和6年1月1日から令和10年12月31日まで4年間で。

消防団出初式挙行

輝かしい令和6年の新春を飾る恒例の天龍村消防団出初式が、1月6日(出)に文化センターなんでも館で行われました。

国会議員をはじめ多数の来賓を迎える中、式典では県消防協会などによる各表彰が行われ、消防団員の日頃の功績がたたえられました。

式典後は恒例の市中行進が行われ、沿道の方々から温かなご声援をいただきました。

また、当日は式典に先立ち令和6年1月1日に発生した能登半島地震の被災者に対し、黙祷を行いました。被災者の方々へ心よりお見舞い申し上げます。

有事の際、地域の消防団が果たす役割は非常に重要です。

今後も地域・企業・ご家族のみなさんの、より一層のご理解とご協力をお願いします。

ふるさと寄附金
ありがとうございます

広報天龍第216号(12月号)で公表後、12月31日現在で次のみなさんから寄附をいただきました。(ご希望の方のみ、氏名を掲載させていただきます。)

- 沼田忍様 ● 藤原英記様
- 歌川貴之様 ● 吉田定宏様
- 尾崎淳平様 ● 佐藤誠之様
- 石井公展様 ● 菊地修也様
- 徳橋慶様 ● 内山直之様
- 河野郁也様 ● 管家世高様
- 野中隆弘様 ● 中村早希様
- 村瀬史行様 ● 中澤茂政様
- 米田博紀様 ● 與五澤克行様
- 櫻井悌二様 ● 日江井俊次様
- 三上あゆみ様 ● 佐藤幸一様
- 松本祐樹様 ● 亀井優様
- 村上真子様 ● 笹岡和代様
- 永井優子様 ● 三宅優子様
- 中谷遼太郎様 ● 川田芳子様
- 山崎結子様 ● 桐生健一様
- 窪岡正史様 ● 松下明則様
- 吉川拓也様 ● 胡桃澤優子様
- 猪坂薫様 ● 青木幸尚様
- 宮部将幸様 ● 白田忠彦様
- 長谷敏行様 ● 茂庭竜太様
- 高嶋秀光様 ● 吉山順也様
- 傍島知哉様 ● 望月良孝様
- 遠山裕一郎様

今回は355名の方から寄附をいただきました。ありがとうございます。

天龍村ふるさと寄附金は、村のホームページのほか、ふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」などからもお申込みができます。

決済方法は金融機関からの振込みのほか、クレジットカード、ファックス、役場窓口でも承ります。

◎ふるさとチョイス
<http://www.funusato-tax.jp/>

第53回 天龍梅花駅伝

令和6年2月18日(日)
～ 午前11時 天龍中学校スタート ～
☎0260-32-3206



第53回天龍梅花駅伝は「スポーツ振興くじ助成事業」スポーツ振興くじ助成金を受けて実施されています。



表彰を受ける村松三子氏



表彰を受ける平松喜子氏

村松三子氏、平松喜子氏が長野県民生委員児童委員協議会連合会会長表彰を受表彰

民生児童委員の村松三子氏(長野町区)と平松喜子氏(福島区)が、長野県民生委員児童委員協議会連合会会長表彰(永年勤続民生委員児童委員表彰)を受表彰され、12月20日(水)に村長より

表彰の伝達が行われました。お二人は、平成25年12月から長きにわたり、民生児童委員として、社会福祉の増進に多大な尽力をされており、この度の受表彰となりました。

司法書士による
登記・相続
無料相談会

○日時: 3月9日(土)午後1時～午後3時まで【予約不要】

○場所: 天龍村老人福祉センター 生活相談室、教養娛樂室
○相談料: 無料

○相談例: 令和6年(2024年)4月1日から相続登記が義務化されますが、その内容と今からすべき対策について教えてください。

・遺言書の保管制度について教えてください。
・父親が認知症になって通帳の管理ができないなど

令和6年度(令和5年分) 村県民税の申告と所得税の確定申告の時期です

村では次頁の日程表のとおり、2月16日(金)から3月15日(金)までの間、申告相談を行います。
持ち物などをご確認のうえ、期間中に申告をお願いします。

村県民税の申告が必要な方

令和6年1月1日現在、村内に居住している方で令和5年中に所得があった方の内、次に該当される方は村県民税の申告が必要です。(所得税の確定申告を提出された方などは除きます)

○営業・農業・不動産・配当・雑収入などの所得があった方

○給与収入のある方で

勤務先から役場に給与支払報告書が提出されていない方(パート・アルバイトも含みます)

給与以外の所得があった方

令和5年中に退職し、再就職されていない方

医療費などの各種控除を受けられる方

○公的年金などの収入がある方で

公的年金の収入額が400万円の額を超える方

20万円を超える公的年金以外の所得があった方

社会保険料・生命保険料・地震保険料・医療費などの控除を受けられる方

○役場から「お知らせはがき」が送られている方

※所得や控除の状況によっては、所得税の確定申告が必要な場合もあります。

所得税の確定申告が必要な方

○給与収入のある方で

年末調整をされていない給与がある方

年末調整の内容を変更される方

年末調整をした給与以外に、20万円を超える所得がある方

○公的年金から所得税が引かれている方

○配当・個人年金・報酬などから所得税が引かれている方

○飯田税務署から「お知らせはがきまたは通知書」が送られている方



申告に必要なもの

○マイナンバーカードおよび本人確認ができる書類

○還付や口座振替登録をされる方は口座届出印と口座番号を確認できる通帳など

○令和5年中の収入が明らかになる書類

給与・年金・報酬などの源泉徴収票または支払額の証明書(原本)

営業や農業などの事業収入や不動産収入のある方は、収支内訳書

(収支内訳書へ収入や経費を項目ごとに集計して持参してください)

上記以外に収入のあった方は、収支金額の確認ができる書類など

※1年間の全ての収入で申告することになりますので、申告もれが無いようご注意ください。

○控除を受けるための証明書など

生命保険料や地震保険料の控除証明書・国民年金など社会保険料の支払証明書または領収書

国保税や介護保険料などの支払いがある方は、村から届く納付書など

医療費控除を受ける場合は、領収書と生命保険や高額医療費など補てんされた額がわかるもの
(医療費の領収書は、人別・病院別に集計してきていただければ、申告時間が短縮されます)

特定の団体に寄付された方は、団体より発行される寄附金受領証明書など

公共事業などで収用による補償金を受け取った方は、契約団体から送付される収用の証明書、
申出証明書、買取証明書、契約書の写しなど

※令和5年中に支払ったことが確認できる証明書や領収書などがないと控除ができません。

※収入や控除の内容などによって、別途書類が必要となる場合がありますので、不明な場合は事前に役場税務係(Tel 0260-32-1024)へお問い合わせください。

令和6年度(令和5年分)住民税と所得税の申告相談日程表

お住まいの地区の相談日にお越しください。2月16日(金)から2月21日(水)までの間は、職員が各地区の申告相談に出ているため、この間に役場税務係にお越しいただいたりお電話をいただいても対応できない場合がありますので、ご了承ください。(夜間や休日の申告相談も予定しております)

月 日	地 区	時 間	会 場
2 月16日(金)	鶯巣・福島・倉の平	9：30～12：00	梅の里ふれあい館
	坂部	14：00～16：00	坂部集会施設
2 月19日(月)	向方・峠山・梨畑・見遠	9：30～12：00	向方老人憩いの家
	大河内	14：00～16：00	大河内多目的集会施設
2 月20日(火)	十久保・下山	9：30～12：00	下山集会施設
	鶯巣宇連・上平・中井侍	14：00～16：00	中井侍集会施設
2 月21日(水)	戸口・中組・大久那	10：00～12：00	戸口集会施設
2 月26日(月)	為栗・折立・清水・ 合戸・長島宇連	8：30～16：30	老人福祉センター 1 階第一会議室
2 月27日(火)	西原・東原		
2 月28日(水)	余野・中央		
2 月29日(木)	北・本町・岡本		
3 月 5 日(火)	長野・長野町		
3 月 6 日(水)	南上・南中		
3 月 7 日(木)	栄町・南下・松島・長沼		
3 月11日(月)	上記で申告ができない方		
3 月12日(火)			
3 月14日(木)	予 備 日		
3 月15日(金)			

☆マスクの着用など感染症対策へのご協力をお願いします。

★夜間・休日申告相談★

2月21日(水)	日中に申告できない方	17:30~19:00	老人福祉センター 1階第一会議室
3月7日(木)			
3月3日(日)	平日に申告できない方	9:30~16:00	

☆夜間・休日申告相談日には、同会場でマイナンバーカード申請受付を行います。

●お問い合わせ先：住民税務課税務係 TEL32-1024、飯田税務署 TEL0265-22-1165

飯田税務署からのお知らせ

○所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を次のとおり開設いたします。

会 場 飯田高羽合同庁舎 4 階（飯田市高羽町 6 丁目 1 番 5）
期 間 令和 6 年 1 月 22 日(月)から 3 月 15 日(金)まで（土、日及び祝日を除く）
（注）贈与税については、2 月 1 日(木)以降、申告相談の受付をします。
時 間 相談受付：午前 8 時 30 分から午後 4 時 00 分まで

※相談受付後の午前 9 時 00 分から相談開始となります。確定申告会場の入場には、当日配付又は国税庁LINE公式アカウントから事前に取得した入場整理券が必要。



○確定申告会場の入場には、次の方法により発行される入場整理券が必要です。

- ①国税庁LINE公式アカウントを通じたオンラインでの事前発行
- ②各会場で当日配付（配付状況により、午後 4 時前であっても、相談受付を終了しますので、オンラインでの入場整理券の事前発行をおすすめします。）

※確定申告会場では、スマホ申告を基本とした相談体制としております。

※マイナンバーカードを利用して申告する場合は、併せてパスワード（①数字 4 桁及び②英数字 6 ～ 16 桁）が分かるようにしてお越してください。

※必要書類が不足する場合には、確定申告ができません。事前に国税庁ホームページなどで必要書類をご確認の上、お越してください。

○令和 5 年分の各税目の申告・納付期限は次のとおりです。期限内の申告、納付をお願いいたします。

税 目	法定申告・納付期限	振 替 日
申告所得税及び復興特別所得税	令和 6 年 3 月 15 日(金)	令和 6 年 4 月 23 日(火)
消費税及び地方消費税（個人事業者）	令和 6 年 4 月 1 日(月)	令和 6 年 4 月 30 日(火)
贈与税	令和 6 年 3 月 15 日(金)	—

所得税などの申告は、e-Taxをご利用ください

- ①国税庁ホームページから、スマートフォンやパソコンで所得税などの申告書を作成し、マイナンバーカードを使用してオンラインで提出ができます。
- ②マイナポータル連携を利用すると、控除証明書などの必要書類のデータを申告書の該当項目へ自動で入力することができます。

（注）マイナンバーカード読取対応のスマートフォン（又はICカードリーダライタ）があればご利用可能です。

◆詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

「確定申告はマイナンバーカードとe-Taxでさらに便利！」

(https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/r5_smart_shinkoku/pdf/01.pdf)



「マイナンバーカードでマイナポータルと連携して確定申告書に自動入力」

(https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/r5_smart_shinkoku/pdf/03.pdf)



e-Taxを利用するメリット！

- 税務署に行かずに自宅から申告ができる。
 - 生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書などの添付書類は、記載内容を入力・送信すれば提出や提示が不要。
※法定申告期限等から5年間、税務署から書類の提出や提示を求められることがあります。
 - 自宅からe-Taxで提出された還付申告は、3週間程度で還付。
 - 確定申告期間中は、24時間いつでも利用可能。
※メンテナンス時間を除きます。
- (注) 源泉徴収票の提出又は提示は不要です。医療費の領収書の提出又は提示は不要です。(代わりに、医療費控除の明細書の提出が必要です。)



確定申告に関する情報は確定申告特集ページをご覧ください。

(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tokushu/index.htm>)

※確定申告書等作成コーナー、e-Taxソフトの事前準備、送信方法、エラー解消などの使い方のお問合せはe-Tax・作成コーナーヘルプデスクへ ☎0570-01-5901

※マイナンバーカードに係るICカードリーダライタの設定、対応機種、パソコン設定などのご質問は、マイナンバー総合フリーダイヤルへ ☎0120-95-0178

確定申告に関する税務相談はぜひチャットボットをご利用ください

国税庁ホームページにおいて、令和5年分所得税の確定申告及び消費税の確定申告に関する税務相談チャットボットを次の日程で開始します。

- ・所得税の確定申告…令和6年1月4日から
- ・消費税の確定申告…令和6年2月上旬から

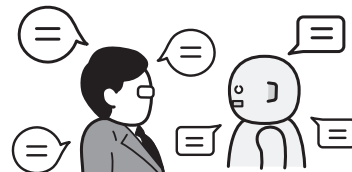


税務相談チャットボット
はこちらから

チャットボットとは？

チャットボットとは、「チャット(会話)」と「ロボット」を組み合わせた言葉で、利用者の知りたい情報について、メニューから選択するか、自由に文字で入力すると、AIが自動で回答を表示するウェブサービスです。

チャットボットを利用することにより、税に関する疑問について、電話での相談に比べて気軽に質問したり、国税庁ホームページに掲載している税の情報に短時間でアクセスすることができます。

**どんなことが相談できるの？**

所得税の確定申告では、「医療費控除」や「住宅ローン控除」など各種控除のほか、株式の配当金や副業で得た収入の申告に関する質問など、所得税全般のご相談をしていただくことができます。

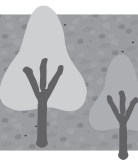
また、e-Taxやスマホ申告を含む確定申告書等作成コーナーの事前準備の案内やエラーの対処方法などについて、回答の充実を図っています。

消費税の確定申告では、インボイス制度のほか、消費税額の計算方法や申告手続など新たに課税事業者になった方から多く寄せられる事項を中心に回答しています。

なお、詳しい相談範囲については、国税庁ホームページをご覧ください。

令和4年度

天龍村森林経営制度及び
森林環境譲与税活用事業実施状況



1. 森林環境譲与税とは

森林には、水源の維持、生物多様性の保全など様々な機能があり、私たちの生活に恩恵をもたらしています。しかし、担い手不足や、境界が不明な土地などが、森林保全に支障をきたします。森林の力を十分に発揮させるため、市町村による森林整備が課題となっています。

このような現状に加え、パリ協定の枠組みの下における温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備などに必要な地方財源を安定的に確保する観点から「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立し、「森林環境税」及び「森林環境譲与税」が創設されました。

2. 森林環境譲与税を活用した事業一覧

①森林経営管理制度関係事業

事業名	事業総額(千円)		事業内容	実績	事業効果
	うち当該年度の森林環境譲与税(千円)	うち他の財源(千円)			
森林経営管理制度推進事業	11,803	11,803	意向調査に向けた森林調査及び課税台帳との突合作業及び意向調査	森林調査 936ha	森林の現況を把握することが出来たため、意向調査などにより森林経営管理制度を推進と森林整備をしていくことが可能となりました。
小 計	11,803	11,803			

②その他事業

事業名	事業総額（千円）			事業内容	実 績	事業効果
		うち当該年度の 森林環境譲与税 （千円）	うち他の 財源（千円）			
村有林整備 事 業	6,448	6,448		一ノ沢村有林での 皆伐を実施	皆伐 0.65ha	皆伐した木材を総合体育施設 での建設に利用しました。
役 場 庁 舎 木質化事業	2,779	2,779		役場 2 階の村長室 と応接室の木質化	木質化の際 に村産材の 利用	村産材を利用することで、役 場を訪れた方へ木材利用の P Rができました。
薪ストーブ 設 置 事 業	2,838	2,838		役場 2 階の応接室 で使用する薪 ス トーブの導入	薪ストーブ の導入	薪ストーブの燃料として、村 の森林資源の需要創出がで きました。
景観整備事業	12,104	9,768	2,336	村内の景観伐採	県道 1 号 線 （羽衣崎橋～ 平岡ダム） での景観伐 採を実施	景観伐採を実施することで、 見通しがよくなりました。
小 計	24,169	21,833	2,336			

合 計	35,972	33,636	2,336		
-----	--------	--------	-------	--	--

病院? 救急車? 迷ったら!!

シャープ ななこ ひゃく じゅう きょーばん!

#7119

※ダイヤル四桁・IP電話四桁の場合は「026-231-3021」へ

警視庁のアドバイスが受けられます。

受付 平日: 19時～翌6時
土・日・祝日: 8時～翌6時

こども(0歳～15歳未満)は #8000 へ

※利用期間: 毎日 19時から翌6時まで

緊急時は迷わず 119番



国際ソロプチミスト飯田から寄付をいただきました。

国際ソロプチミスト飯田の熊谷明美様から村へ寄付をいただきました。紙面をもって厚く御礼申し上げます。

保健師だより

おたふくかぜと
带状疱疹のお話

村では、お子さんの「おたふくかぜ」と成人の「带状疱疹」について、任意予防接種費用の助成を行っています。(令和5年度開始)

おたふくかぜ

ムンプスウイルスの飛沫感染で起こります。主な症状は、発熱や耳の下・頰の後ろ・あごの下の腫れ、痛みです。合併症は、無菌性髄膜炎、脳炎、脾炎、男性の精巣炎・女性の卵巣炎、そして難聴があります。ムンプス難聴の多くは片側ですが回復が困難です。3〜6歳の小児は、おたふくかぜに罹りやすく、合併症の頻度が高いため、国産ワクチンが開発されています。(おたふくかぜは出席停止の対象になる感染症です。)

带状疱疹(はとうしん)

带状疱疹は神経に潜んでいた水痘・带状疱疹ウイルスが活性化することで発症する皮膚疾患です。ピリピリ、チクチク、ズキズキと痛みを感じた後、赤い斑点が帯状に広がり、水ぶくれに変わります。水ぶくれが破れ、ただれた状態の後、かさぶたになり症状が治まります。

昔は日本人の多くが幼少期に水痘に感染したもので、水痘ウイルスがその後ずっと神経細胞に残っています。普段はウイルスの活動を抑えられていても、加齢・疲労・病気やストレスなどで免疫力が低下するとウイルスが体表に出てきてしまい、带状疱疹を発症します。带状疱疹の重症化と痛みの後遺症を予防するためには早期発見と早期治療が非常に重要です。ピリピリ、ズキズキという痛みが続く場合は速やかに皮膚科を受診してください。

く、痛みが残りにくくなるなどの効果が期待できます。

任意予防接種助成事業

おたふくかぜ

〈対象〉今年度1歳〜18歳を迎える村民

〈助成額〉接種費用の全額

(回数に関わらず自己負担なし)

①1回目は、1歳になったら早めに(MR・水痘など)の定期接種を済ませた後、

②2回目は、小学校入学前の1年間に(MRII期の後)

(日本小児科学会推奨の例) 保育所入所前、小学校入学前のタイミングで受けましょう。今までおたふくかぜに罹っていない児童・生徒の方も無料で接種を受けられます。(自費は1回約4,56,000円です。)

※かかりつけ医に相談の上、接種予約してください。

带状疱疹

〈対象〉50歳以上の村民
〈助成額〉接種費用の半額

ワクチンは2種類あります。

◎ビケン(生ワクチン)

1回接種、約10,000円の半額

◎シングリックス(不活化ワクチン)

2回接種、計約40,000円の半額

※発症予防効果や持続性に差がありますので、主治医と相談の上、予約してから受けてください。

天龍村国保診療所からのお知らせ

診療所で接種する場合は、どちらも申請手続きは不要です。

おたふくかぜについては、窓口でのお支払いはありません。

带状疱疹については助成金額を差し引いた費用を窓口でお支払いください。

その他

天龍村国保診療所以外の医療機関で接種する場合は、一旦窓口で費用全額をお支払いください。後日、接種の内容が記載された領収書を添えて役場健康福祉課健康支援係に申請ください。

南信州広域連合主催の
関係人口創出イベントに
参加しました

南信州広域連合では、これまで天龍村を含む南信州地域の14市町村合同で、都市部をはじめとする県外からの移住・交流推進事業を展開しています。今年度は関係人口創出事業に力を入れており、その事業の一環として、12月16日(出、銀座NAGANOにて都市部から南信州地域と関わりを持ちたい方と地域を繋ぐイベントを開催しました。当日は関わるテーマを「自然環境・農業・伝統・空き家活用」の4つに分けて参加者を募集し、約20名に参加いただきました。

当日の様子



令和6年4月
請求分より

上下水道料金が改定されます

平素は、上下水道事業に格別のご理解・ご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

上下水道料金の改定については、令和5年10月の改定から段階的に値上げさせていただいておりますが、令和6年4月請求分から下表により改定されますのでお知らせいたします。

安全な飲料水をより安定して提供いたしますよう取り組んでまいりますので、今後ともご理解とご協力をお願いします。



◇水道料金（2か月分）※超過料金及びメーター器使用料は別途必要です。（※改定なし）

基本料金（税込）現行（R5.10月改定）

使用口径	使用水量20㎡まで
13mm	4,180円
20mm	5,500円
25mm	6,600円
30mm	8,140円
40mm	10,120円
50mm	12,760円

改定後（R6.4月請求分～）

使用口径	使用水量20㎡まで
13mm	4,400円
20mm	5,900円
25mm	7,040円
30mm	8,580円
40mm	10,560円
50mm	13,420円

◇下水道料金（2か月分）※下水道処理地区のみ。超過料は別途必要です。（※改定なし）

基本料金（税込）現行（R5.10月改定）

汚水量20㎡まで	3,300円
----------	--------

改定後（R6.4月請求分～）

汚水量20㎡まで	3,520円
----------	--------

○料金の算出例 一般家庭（13mm）で2か月の使用水量が40㎡とした場合

【水道料金】

	項目	料金	備考
現行	基本料金	4,180円	20㎡まで
	メーター器使用料	220円	2か月×110円
	超過料金	3,300円	20㎡×165円
	合計	7,700円	

（R6.4月請求分～）

	項目	料金	備考
改定後	基本料金	4,400円	20㎡まで
	メーター器使用料	220円	2か月×110円
	超過料金	3,300円	20㎡×165円
	合計	7,920円	

【下水道料金】（下水道処理地区のみ）

	項目	料金	備考
現行	基本料金	3,300円	20㎡まで
	超過料金	3,300円	20㎡×165円
	合計	6,600円	

（R6.4月請求分～）

	項目	料金	備考
改定後	基本料金	3,520円	20㎡まで
	超過料金	3,300円	20㎡×165円
	合計	6,820円	

お問い合わせ先 ●建設課環境水道係 ☎0260-32-1022

楽しかった保育所お楽しみ会

12月16日(土)に保育所恒例の『お楽しみ会』を行ないました。この日を楽しみに一生懸命練習してきたクラス発表や全員での歌など、大勢のお家の方が来てくださり、かわいい姿、成長した姿を見ていただくことが出来ました。園児たちは少し照れながらも頑張って発表していました。お楽しみ会の後段では、お待ちかねのサンタさん登場で、一人ひとりにプレゼントが渡されみんな大喜びでした。クリスマスツリーをバックにサンタさんと記念写真を撮りました。全員が元気で参加でき、一年のよい締めくくりの会となりました。

最後に新型コロナウイルス感染症の影響により出来なかった全体での発表会も5類への規制緩和により、数年ぶりに盛大に出来ました。



松組（年長）さん最後のクリスマスプレゼント



園児みんなでダンスを発表しました



花組（未満児）さん上手にダンス踊れたかな？

